

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 施行規則案等の概要

(1) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（以下「電話リレー法施行規則」という。）の制定

電話リレーサービス提供機関及び電話リレーサービス支援機関の指定等の手続や、交付金及び負担金の算定方法等、各種様式等について定める。

(2) (1)に伴う聴覚障害者等の電話の利用の円滑化に関する施行規則第二十八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示する方法を定める件の制定（新設告示）

施行規則案第28条の規定に基づき、負担金の算定方法について定める。